

# 「鮮満防衛」体制の模索

## —原内閣の対満蒙政策と国際政治—

服 部 龍 二

### 序 論

歴史上満州ないし満蒙と呼ばれる地域は、長きにわたって国際政治の焦点であり続けた。第1次大戦後に限ってみても、シベリア出兵、東支鉄道、韓国独立運動、および張作霖奉天軍閥の東北制覇といった争点が、そこでは複雑に絡み合っていた。その満蒙問題をめぐる関係各国の意図には大きな隔たりが存在しており、中国側の政策主体も多元的であった。

北京政府はシベリア出兵開始の当初から、顧維鈞駐米公使等を通じて情報収集に余念がなかった<sup>(1)</sup>。加えて北京政府は、東支鉄道をめぐる国権回収を主要な課題としていた。他方、国権回収に努める北京政府と東三省制覇に邁進する張作霖奉天軍閥には、政策的に分裂していた側面がある。満蒙問題をめぐる中央一地方関係、および東北内部における立場の相違は、シベリア出兵や韓国独立運動への対処策に典型的に表れていた。顏惠慶外交総長や張作霖奉天省長兼督軍、徐鼐霖吉林省長、および鮑貴卿黒竜江督軍といった行為者の言動分析を通じて満蒙問題をめぐる中国外交の多層構造を明らかにすることは、外交史研究はもとより中国東北地域史研究にも不可欠な視角であろう。

同時にそのことは、原内閣への評価とも密接に関連してくる。原内閣の対満蒙政策は歴史的制約の下に状況への対応を行っただけなのか、あるいは、それ以上の政策と構想を持っていたのかを検証するには、中国側政治状況の内在的分析が必要となるからである<sup>(2)</sup>。また、原内閣が新4国借款

団交渉に2年近くを費やしたことや、新4国借款との関係を軽視して四洮鉄道政策を展開したことは、独自の対満蒙政策に対する国内的要請の根強さを示唆するものであった。実際、原内閣の対満蒙政策には対米英協調下での不干渉政策からの逸脱が随所にみられ、四洮鉄道のみならず、シベリア出兵や東支鉄道を通じて独自の政策が執行されている。

このシベリア出兵を対満蒙政策に位置づけることは、従来必ずしも一般的ではない。しかし、シベリア出兵は北満での展開や東支鉄道との関連から、いわば「北満シベリア出兵」とも呼ぶべき性質を持つものである。特に、1919年から翌年にかけて英仏米各国が撤兵した後に、原内閣の「北満シベリア出兵」は対満蒙政策としての性格を強めていくのである。同じ時期にウィルソン政権（T. Woodrow Wilson）は、対日不信を強めて突然のシベリア撤兵通告を行いつつも、東支鉄道国際管理体制の強化を推進しようとした。しかし結局のところ、東支鉄道問題はワシントン会議へと持ち越されていく。

以下では、上述の各行為者間における文脈の錯綜という観点からシベリア出兵と東支鉄道、および韓国独立運動を分析し、原内閣と張作霖の関係を再考してみたい。

## 1 「北満シベリア出兵」と東支鉄道

10月革命が東アジアをめぐる国際政治にもたらした最初の論点は、対露岡出兵と東支鉄道管理であった<sup>(3)</sup>。革命政権がホルヴァート東支鉄道管理局長（Dmitrii L. Horvath）を1917年12月12日に否認したのに対し、鮑貴卿黒竜江督軍等の協力を得た北京政府は同年末には東支鉄道沿線をほぼ制圧していた<sup>(4)</sup>。1918年5月に日中軍事協定を締結して北満出兵の準備を整えた寺内内閣は、8月2日には日米共同で出兵を宣言した<sup>(5)</sup>。その後寺内内閣は、北満から極東ロシアにかけて72400名もの日本軍を展開して北満への米軍進駐を拒否するとともに、東支鉄道管理についても米国技術団の関与を排除する方針を進めた<sup>(6)</sup>。さらに寺内内閣は、段祺瑞政権との間に日中軍事協定の詳細協定を9月6日に締結し、「後貝加爾州及黒龍州…方面ニ行

動スル支那軍ハ日本軍司令官ノ指揮下ニ入ル」ことや、東支鉄道輸送のための日中共同機関の設置を盛り込んだ<sup>(7)</sup>。

「北満シベリア出兵」とともに未解決のまま戦後に残されたのは、東支鉄道の国際管理化という問題であった。ランシング国務長官（Robert Lansing）は1918年11月16日付モリス駐日大使（Roland S. Morris）宛電文において、「北満および東部シベリアに駐在する日本軍兵数の過大さに驚愕して」いるとした上で、スティーヴンス（John F. Stevens）を中心とする鉄道隊に鉄道管理を委ねることを提唱した<sup>(8)</sup>。ロイド・ジョージ内閣（David Lloyd George）も、「北満シベリア出兵」の現状を米仏両国からの情報を含めて把握しており<sup>(9)</sup>、日本への警戒を強めていた。

原内閣が成立した1918年9月下旬とは、「北満シベリア出兵」と東支鉄道問題を通じて日米関係が悪化していた時期であった。そこで原内閣は出兵地域に関して10月15日、「貝加爾湖以東ノ地区ニ策動中ナル帝国軍隊ヲ其ノ以西ニ進出セシメサルコト」を閣議決定し、2度にわたる減兵措置で残存兵力を26000名とした<sup>(10)</sup>。一方のソヴィエト政府も、旧連合国側との和平を模索していた。当時ストックホルムに駐在していたソヴィエト政府全権のリトヴィノフ（Maksim M. Litvinov）は12月23日、「連合国の政府が、利害関係国間での戦闘行為の続行をもたらしかねない全ての未決の問題を平和的に解決するというロシア共和国の希求を共有するならば、私は連合国代表との事前講和交渉を始める全権をソヴィエト政府によって与えられているということを誠意をもってあなた方に通告する」と駐スウェーデン日米英仏伊各国公使宛に通達している<sup>(11)</sup>。

さらに原内閣は、東支鉄道国際管理でも歩み寄りの姿勢を示した。 Wilson政権は既に1917年夏、ケレンスキーグ政権（Aleksandr Fyodorovich Kerenskii）に対しルート元国務長官（Elihu Root）を長とする使節団とスティーヴンスの鉄道使節団を送っており、1918年10月25日にはモリス駐日米国大使がスティーヴンスに同伴し日本外務省にシベリア・東支鉄道管理案を手交した<sup>(12)</sup>。翌10月26日に開催された外務省と陸軍の会議では、米国案の受諾を得策とする幣原喜重郎外務次官に星野庄三郎参謀本部第3部長が反対していたが<sup>(13)</sup>、原首相は11月8日に内田外相や田中陸相と鉄道管理

を協議し、「米国政府の誤解なきを期する為め石井に訓令する事となせり」<sup>(14)</sup>。12月初旬の日米合意は、ロシア人を委員長とする連合国特別委員会の下部組織として技術部（Technical Board）と軍事輸送部（Allied Military Transportation Board）を設置し技術部長にはスティーヴンスを選出するというものであり、米国側の意向に添っていた<sup>(15)</sup>。次いで、日米両国は1919年2月10日、シベリア・東支鉄道管理協定に合意した<sup>(16)</sup>。この点で原内閣は、政権末期にロイド・ジョージ内閣から同様の提案を受けながらも参謀本部の東支鉄道国際管理反対論を抑えられなかった寺内前内閣とは異なっている<sup>(17)</sup>。

かくして原内閣はその成立から1919年にかけて、「北満シベリア出兵」の地域的限定と減兵措置、および東支鉄道の国際管理化において、アメリカを中心とする列国との協調を回復せんとした。とりわけ、1919年2月のシベリア・東支鉄道管理協定は、原内閣期における日米協調の成果として恐らくは最重要のものである。パリ講和会議に出席していたランシングは1919年1月21日、同協定の原型となったモ里斯主導のシベリア・東支鉄道管理協定案に言及し、「今日受け取った書翰で大統領はこの案を獲得し得る最善のものとして是認している」とパーク国務長官代理（Frank Lyon Polk）に喜びを伝えている<sup>(18)</sup>。このシベリア・東支鉄道管理協定を基礎として、日米英仏露伊中各国で構成される特別委員会が3月5日に発足し、スティーヴンスが技術部長に選出された<sup>(19)</sup>。

一方でウィルソンは1919年1月21日にパリ講和会議の5大国会議において、連合国の出兵のために「帝国主義的な資本主義諸政府はこの国を搾取して土地を地主に返還しようと企てているとのボルシェヴィキ派の主張がまかり通っている」と発言している<sup>(20)</sup>。ウィルソン政権は、この頃から「北満シベリア出兵」の意義に対して懐疑的になり始めていたのである。だが原内閣は、撤兵に向かうアメリカ側の動向をほとんど把握できていなかった。反革命勢力として期待されたコルチャック政権（Aleksandr V.Kolchak）が1919年11月にオムスクを放棄した後、英仏の撤兵に続いて1920年1月にウィルソン政権が突然の撤兵を日本に通告したことは、ウィルソン政権の対日軽視を強く印象づけるものであった。米軍の撤兵は、グレーヴス派遣

## 「鮮満防衛」体制の摸索

軍司令官（William S. Graves）から浦塩派遣軍司令官大井成元大将に通告されたため、幣原駐米大使ですら事前には知り得なかつたものである<sup>(21)</sup>。

ウィルソン政権の撤兵策に衝撃を受けた原内閣は、独自に「北満シベリア出兵」の再編を図る方針へと大きく転換する。原内閣は1920年2月24日の閣議で、「満州里附近ヨリ『ポグラニーチナヤ』附近ニ至ル東支鉄道沿線及『ポグラニーチナヤ』附近ヨリ蘇城附近ニ至ル線以南ノ沿海州地方」への重点配置計画を採択した。その主旨は、「東支鉄道ニ於テハ…満洲方面ニ対スル過激派ノ行動ヲ防止」し、「烏蘇里地方ニ於テハ…朝鮮北境及吉林省東境ニ対スル過激派ノ行動ヲ防止ス」ことにあった<sup>(22)</sup>。つまり原内閣は、東三省と韓国での「過激派」活動防止の名目で、英仏米各国とは撤兵を共にしないことを決定したのである。さらに原内閣は3月31日に「北満シベリア出兵」の再編に関する声明を発表し、「帝国ノ西比利亞ニ対スル地理的関係ハ他ノ列強ト自ラ其ノ趣ヲ異ニシ特ニ極東西比利亞ノ政情ハ直ニ鮮満地方ノ情況ニ波及スル」と力説した<sup>(23)</sup>。ここに「北満シベリア出兵」の目的は、「鮮満」の治安維持という「鮮満防衛」論とも呼ぶべきものに変質し、東支鉄道と沿海州への重点配備の方針が進められていくのである。

この声明で東三省が韓国と同等に扱われている点に反発した北京政府外交部は、「この度の貴国政府の宣言において、満州と朝鮮が繰り返し列記されているのは全く不可解である」と小幡駐華公使に抗議し<sup>(24)</sup>、莊景珂駐日臨時代理公使宛にも「東三省は我が領土であり、日本の挙動は我が国の主権を侵害するものである」と打電している<sup>(25)</sup>。また、オルストン駐華英國公使（Beilby Alston）は「チェコ軍保護という日本のシベリア駐留の公的理屈は今や事実上消滅しており、面目を保ちながら撤退することは可能である」と小幡公使に伝えている<sup>(26)</sup>。

この「北満シベリア出兵」再編策は、原首相が陸軍の圧力に屈したという類のものではなく、むしろ有力政治家の中で最も早期に撤兵を主張したのは山県有朋であった。しかし原は1920年12月8日、「英米の態度も変化」したことを理由にウラジオストックからの撤兵を主張する山県に対して、「過激派政府」の安定まで駐兵は必要との見解を述べた<sup>(27)</sup>。山県の撤兵論は10日に田中陸相に伝えられたが、田中も間島問題を理由に反対した<sup>(28)</sup>。

原は1921年1月の貴族院本会議でも、憲政会の撤退要求に対して同様の見解を答弁している<sup>(29)</sup>。その後、4月8日には田中陸相が閣内から初めて完全撤兵を提起し、東方会議直前の5月13日には一定の条件下での撤兵を閣議で決定したものの<sup>(30)</sup>、結局原内閣は最後まで撤兵を行わなかった<sup>(31)</sup>。原内閣は対米英協調下での不干渉政策という枠に留まることなく独自に「鮮満防衛」体制を模索したのである。

さらに原内閣は、大隈内閣以来<sup>(32)</sup>の東支鉄道南部支線改築策においても対米英協調を逸脱していた。東支鉄道南部支線改築を熱望する陸軍省の意向もあり、原内閣は技術委員の長尾半平鉄道院理事を介して「東支南部線ヲ引受ケ浦潮満洲里横断線ハ日支ノ共同担任トナスヘキコトヲ主張」すると1919年2月5日に閣議決定した<sup>(33)</sup>。長尾理事が鉄道国際管理の詳細についてスティーヴンスと交渉した末に、日本は念願の東支鉄道南部支線や黒竜線を中心としてシベリア・東支鉄道の約28%を担当することとなった<sup>(34)</sup>。しかし、4月に米国側が哈爾浜－長春間の改築に反対したため、原内閣は「国際間ノ不幸ナル誤解ヲ釀生スルノ虞」（内田外相）に配慮して、東支鉄道南部支線の標準軌化による北満進出を一旦は断念したのである<sup>(35)</sup>。

米軍撤退後も東支鉄道国際管理体制が存続すると、大戦中から日露間の東支鉄道譲渡交渉を批判していた北京政府<sup>(36)</sup>や鮑貴卿吉林督軍は、東支鉄道回収運動を高めていった。國務院の意向を踏まえた北京政府外交部は既に1919年1月26日、ロシアが東支鉄道を管理できない状況にある以上「中國が東清鉄路契約に依拠して自ら管理を行うのは当然であり、第3国は干渉すべきでない」と日米両国駐在の中国公使に打電していた<sup>(37)</sup>。さらに北京政府外交部はコルチャック政権が最終的に崩壊した際に、コルチャック政権極東最高執政官のホルヴァートが主張する東支鉄道付属地帶での統治権を否定する旨を1920年1月26日付で日米英仏各国駐在公使に伝えている<sup>(38)</sup>。寛城子事件後に張作霖が孟恩遠に代えて任命した鮑貴卿吉林督軍も3月、軍隊を出動してホルヴァートの退陣と鉄道沿線ロシア兵の武装解除を断行した末に、東支鉄道付属地内での他国による統治権行使を否認する宣言を発した<sup>(39)</sup>。

次いで北京政府側は、東支鉄道回収の鉢先を日本にも向けていった。北

京政府外交部は1920年5月25日、主として鮑貴卿吉林督軍の報告に依拠しつつ、「中東鉄路沿線の貴国軍隊は著しく限度を越えて策動している」と小幡に抗議している<sup>(40)</sup>。顧維鈞駐米公使に宛てた外交部と交通部の訓令が示すように、北京政府は英米から資本と技術の提供を受けることで日本の東支鉄道に対する「掠奪の陰謀」を防ぐことをも意図していた<sup>(41)</sup>。さらに、10月2日に露亜銀行と協定を結んだ北京政府は、「支那政府ハ露国正式政府ヲ支那カ承認シ之ト協議ヲ為スニ至ル迄姑ク東支鉄道ノ最高管理ヲ司ルコト」を主張した<sup>(42)</sup>。

そこで、長尾半平技術部委員からの助言を得た原内閣は、1921年5月18日の閣議決定で独自の東支鉄道政策を鮮明にした<sup>(43)</sup>。すなわち、「概算3千万円ノ借款ハ此際我方単独ニテモ之ニ応」じ、交渉を「列国ノ嫉妬ヲ防ク為メ」満鉄と東支鉄道庁の間で行い、「長春哈爾浜間ニ南北両満州鉄道車両ノ直通連絡ヲ開始スル」ことを借款返済の収入源として最重視すると決定したのである<sup>(44)</sup>。だが、この中国への同調策は、皮肉にも中国側が借款を拒否することで失敗する。北京政府は、「東支鉄道ノ経済状態ハ甚タシク窮境ニアラス此際56百万元程有レハ事足ル様表面ヲ繕ヒタル報告ヲナシ」、日本による借款を不要とした<sup>(45)</sup>。安直戦争後の北京政府の対応は、もはや段祺瑞政権の時とは異なっていた。張作霖すら長尾の提案には否定的であり、米英がこれに批判的であったのも当然であろう。

## 2 韓国独立運動と日中関係

次いで、韓国独立運動と韓国統治の関連から原内閣の対中政策を考察し、あわせて北京政府と東北軍閥が織りなす政治状況にも論及してみたい。日中関係における韓国問題を論ずるにあたっては、少なくとも日露戦後にまで遡って概観しておく必要がある。日露戦後に東アジアをめぐる国際政治の焦点は韓国から満州へと移行したものの、日本にとっての韓国問題が消滅したわけではなく、むしろ満蒙問題と密接に関連しながら残存していたからである。とりわけ、韓国独立運動の重要な拠点が満州東部や極東ロシア領にあったことは、韓国問題と満蒙問題を強く関連づけるものであった。

韓国独立運動の原型は既に1910年の日韓併合以前から存在しており、1907年には國權回復運動の秘密結社として著名な新民会が平壤を中心に組織されている。その後、新民会の一部は日韓併合の前後から東三省に移住し始め、奉天省柳河県や吉林省汪清県に武官学校を建設するなど、独立運動の拠点を形成し始めた<sup>(46)</sup>。特に、1911年から翌年にかけて反日運動団体に対する大規模な検挙が韓国で行われると、満州東部は韓国独立運動の拠点として中心的地位を占めるに至った。だが、1910年代の独立運動は、主として人材と資金の不足のために十分な成果をあげるまでには至らなかつた<sup>(47)</sup>。

第1次大戦は、こうした状況を一変させる契機となった。ウィルソンの民族自決論は韓国人に独立の希望を与えたし<sup>(48)</sup>、「間島及琿春地方ニ於ケル韓族ノ独立ヲ夢想スル不逞鮮人最近ノ行動ハ露國過激思想ノ伝播ト共ニ彼等ノ不逞行動ハ益々猛威ヲ逞フシ」ていた<sup>(49)</sup>。加えて、大戦期には満州東部の韓国人社会からヨーロッパに向けて大豆を中心とする農産物が大量に輸出されたために、当地の韓国人の経済的地位は著しく向上し、独立運動に必要な資金や武器の面では改善がなされていた<sup>(50)</sup>。独立運動を高揚させる条件は、整いつつあったのである。

1919年の三・一独立運動に際して原首相は、外務省政務局の芳沢謙吉を調査に派遣するとともに<sup>(51)</sup>、山県伊三郎朝鮮総督府警務総監を上京させて事情を聴取した。原は植民地官制改革の必要性を痛感し、山県伊三郎に対して、「文官本位の制度に改むる事、教育は彼我同一方針を取る事、憲兵制度を改め警察制度となす事等の方針を内示し、要するに内地の延長と認めて朝鮮を同化する事必要なりと訓令した」<sup>(52)</sup>。ここに日本の韓国統治は、内地延長論に基づく同化策へと転換していく。姜宇奎事件<sup>(53)</sup>に象徴される韓国内部での独立運動もさることながら、日本の対中政策との関連で重要なのは、三・一運動後に間島やウラジオストック、および上海などの国外で独立運動が空前の高まりをみせていたことである<sup>(54)</sup>。上海のフランス租界では大韓民国臨時政府が設立され、李承晩大統領、李東輝國務総理、李東寧内務総長、朴容萬外務総長、安昌浩労働局総弁といった布陣が一応整えられた<sup>(55)</sup>。著名な独立運動家である金九や張志榮なども、この時に韓国

## 「鮮満防衛」体制の模索

を離れ上海に向かった<sup>(56)</sup>。だが、期待されたパリ講和会議や国際連盟によつても独立が得られないと判明すると、上海での独立運動は内部対立の末に停滞期を迎える。

そのため、1920年代に入ってからも、独立運動の中心は依然として間島等の満州東部とウラジオストック等の極東ロシアであった。そこでは1920年の末までに、大韓独立軍や義烈団、北路軍政署、大韓国民会、義軍府、および大韓新民会等が組織され、韓国独立軍として活動していた<sup>(57)</sup>。洪範図の率いる大韓独立軍の先導によって、韓国独立軍は念願の祖国進入を1919年8月頃から開始した。朝鮮総督府史料によれば、1920年1月から3月の間に24回の対韓進行が行われている<sup>(58)</sup>。また、大韓民国臨時政府軍務部が1920年11月12日に発表した戦闘情報によれば、独立軍は同年3月から6月初旬までの間に、32回にわたって韓国に進入して日本官憲に対する破壊活動を行ったという<sup>(59)</sup>。6月7日には鳳梧洞戦闘と呼ばれる軍事的衝突が生じ、独立軍はこれを自軍側の勝利として気勢をあげた<sup>(60)</sup>。

従って、原内閣の対満蒙政策には独立運動に対処し韓国統治を保全するすることが求められたのであり、その観点から重要視されていたのが間島問題であった。間島とは延吉を中心とする豆満江北部一帯のこと、19世紀後半から中国と韓国の間で帰属問題が起きていた地方のことである。その後、1909年に韓国の外交権を掌握していた日本と中国の間で間島協約が締結され、間島は中国領となった<sup>(61)</sup>。1915年に南満東蒙条約が成立した後には、同条約によって間島協約が消滅したとする日本側と、存続を主張する中国側との間で論争が生じていた。日本側は南満東蒙条約第5条の拡大解釈により、間島在住の韓国人に対する領事裁判権を獲得せんとしたのである<sup>(62)</sup>。

日韓併合の前後から間島への韓国人移民が増えたため、間島は独立運動の有力な拠点となっていた。斎藤実朝鮮総督は1919年4月8日付の上原勇作参謀総長宛書翰において、「京城ヨリ報告ニ依レハ去ル4日浦潮ニ於テ衝突有之新韓村ニテモ手ヲ入レラレ候由朝鮮ニ対スル不逞輩ノ一策源地ニ有之候ヘハ一段ノ効果ヲ将来ニ顯出候儀ト感謝罷在候望ラクハ烟秋ヨリ琿春方面ニ涉ル露領モ一掃相成様ナレバ自然間島方面ノ蠢動モ相止ミ可申将来

ノ好報鶴首罷在候」と記し積極策を熱望している<sup>(63)</sup>。間島邦人団体の観察では、三・一運動から1年以上を経た1920年5月に至っても、「最近間島ヲ中心トスル不逞鮮人ノ跋扈暴虐ハ益々甚シク而カモ其行動ハ愈々露骨ニシテ悪化ノ傾向」にあり、韓国独立運動は「露領過激派」から武器供給を受けて「南漸赤化」に利用されていたという<sup>(64)</sup>。

1920年5月に赤池濃朝鮮総督府警務局長や赤塚正助奉天総領事、吉林督軍顧問斎藤恒大佐、および奉天督軍顧問町野武馬中佐は奉天で協議し、張作霖奉天省長と徐鼐霖吉林省長の合意を得つつ、独立運動を取り締まる方針を立てた。張作霖がこの第1回奉天会議方針に賛同したので、まず奉天省に位置する西間島で警察顧問による搜索と逮捕が行われたものの、吉林省に位置する間島に関しては徐鼐霖吉林省長が独自に対策を講じていた<sup>(65)</sup>。

間島における独立運動に対する徐鼐霖吉林省長の方針は、1920年5月26日付の陸徵祥外交総長宛報告書にみることができる。それによれば、徐鼐霖は熊孟鰲琿春県知事を介して韓国独立軍に対する募金や応募を禁止させ、ソ連との国境に検問を設置して監視体制を強化したという。その反面で徐鼐霖吉林省長は、「朝鮮人が祖国の回復に努めているのに鑑みて、本来であれば正義と国際的慣行に従って民族の怨念と国際的批判をもたらす積極的干渉を行うべきではない。ただ、中日関係を考慮すると取締の強化を行わなければ日本人に口実を与えることになり好ましくないため、朝鮮独立軍の取締には以上のような関係から臨機応変に対処せざるを得ないと思われる」と記している<sup>(66)</sup>。徐鼐霖による取締は専ら日本側への配慮からなされたものであり、本心では韓国独立運動に同情的ですらあったといえる。

かかる動向は日本側にも看取されており、1919年9月から平安南道知事となる篠田治策には、「山東問題ニ関シ排日ノ氣勢ヲ揚クルヤ支那官民ニ於テハ却ッテ鮮人ノ独立運動ヲ扇動スル疑ヒアリ」との情報が寄せられていた。また、朝鮮総督府警務局の調書によれば、西間島における取締要求に対して「却テ地方官憲ノ如キハ不逞鮮人ヲ庇護シ或ハ不逞鮮人ヨリ収賄シテ彼等ニ便宜ヲ與フルカ如キ疑アリ」という<sup>(67)</sup>。

1920年7月16日に開催された第3回奉天会議では、朝鮮軍参謀長大野豊四少将や貴志弥次郎関東軍参謀長代理、斎藤顧問、町野顧問、国友尚謙朝

鮮総督府警務課長、平松朝鮮軍參謀、および赤塚総領事が協議し、共同捜査の実施と必要時における日本軍出兵の承諾を張作霖に求めることに決定した。張作霖は24日、赤塚に「支那軍隊ニ吉林督軍顧問斎藤大佐ヲ付シ討伐ヲ実施シ若シ援助ヲ要スルニ至ラハ日本軍隊ノ来援ヲ乞フノ策ヲ至当」とするとまで述べ、そのことには鮑貴卿吉林督軍の承諾を得ていると伝えた。また、ソウルを訪問していた斎藤顧問は8月15日に大野朝鮮軍參謀長等と協議し、中国側に間島韓国人の捜査討伐を実行させて不十分の場合には日中共同討伐を請求することを決定した。かくして斎藤顧問は8月下旬から、中国側による取締を監視する方針を進めていく<sup>(68)</sup>。

しかし、2度の琿春事件によって日本の間島政策は硬化した。1920年9月12日に馬賊約300名が琿春市街を襲う事件が発生したのに続いて、10月2日には間島出兵の直接的契機となる第2次琿春事件が発生した。斎藤実朝鮮総督は内田外相に対して10月6日、竜井村等へ出兵して「不逞鮮人ノ武器全部ヲ押収シ馬賊団ヲ徹底的ニ討伐スル」ことを求めた<sup>(69)</sup>。

そこで原内閣は1920年10月7日、「内田外相の提議に基き間島方面に3隊に分れ朝鮮より出兵する事に決定したり（其数3千余）、又示威の為め、ハバロフスクよりの帰還兵を、陸路朝鮮を通過せしむる事に決定したり」<sup>(70)</sup>。この閣議決定は北京政府よりも張作霖に対して出兵への即時承認を求めており、共同討伐に承認が得られなければ「自衛上已ムヲ得ズ単独ニ不逞鮮人討伐ヲ実行スル」とこととされた<sup>(71)</sup>。張作霖が赤塚奉天総領事に間島出兵の実質的承認を与えたため、國務院や黒竜省議会の対日批判を背景とした顏惠慶北京政府外交総長が小幡公使に速やかなる撤兵を求めたにもかかわらず、原内閣は間島出兵を翌1921年5月まで継続した<sup>(72)</sup>。

間島出兵による本格的な活動がなされたのは1920年11月末までであり、10月下旬には激戦とされる青山里大戦が発生した<sup>(73)</sup>。大韓民国臨時政府の調査によれば、間島出兵によって韓国側は、被殺3469名、被逮捕170名、被焼却民家3209、被焼却学校36、等の被害を生じたという<sup>(74)</sup>。また、北京政府外交部は、中国系住民も多大なる被害を被ったとして日本を批判している<sup>(75)</sup>。原首相は間島出兵と「北満シベリア出兵」の関連性について、「若しウラジオロジ方面に我兵を駐劄いたしませぬで、不逞鮮人の策源地たる処を

其儘に致して置きましたならば」、「不逞鮮人と過激主義の者と密接なる関係は無論に生ずるありませう」と1921年1月24日の貴族院本会議で論じている<sup>(76)</sup>。すなわち、独立運動の弾圧と韓国の治安維持を目的とした間島出兵は、「北満シベリア出兵」再編との相乗効果によって「鮮満防衛」を果たし得るとの認識が示されているのである。

韓国独立運動に対する抑圧が一段落すると、日本側間島政策の焦点は撤兵後の治安維持を想定した間島管理体制の確立に移行した。一方の北京政府は1920年12月末、中国軍の配置を終え治安維持を回復したとして小幡を通じて日本側に全面撤兵を求めた<sup>(77)</sup>。日本は11月末までに一応討伐を終えてから順次撤退を開始していたため、1921年1月上旬には竜井村3個中隊や琿春2個中隊等の8個中隊を残すのみとなっており、外務省は朝鮮総督府と協議中の警察組織強化を急いでいた<sup>(78)</sup>。朝鮮軍司令官大庭二郎中将は2月6日に張作霖と会談し、東北政権側が間島へ増派して日本軍撤退後には連絡将校10名を残存させることで合意した。かくして間島管理体制が整えられ、1921年5月8日に至って漸く撤兵は完了したのである<sup>(79)</sup>。

その反面で、日中間の琿春事件処理交渉は進展しなかった。1920年11月30日の原内閣閣議決定は、死傷者に対する慰謝料、損害賠償、責任者の処罰を含んでおり、その交渉相手としては張作霖を想定していた。しかし、張作霖は赤塚奉天総領事との交渉に応じず、琿春事件処理の責任を北京政府に帰することで自らへの批判を回避せんとした<sup>(80)</sup>。一方の顏惠慶外交総長は、日本軍撤兵の未了や調査の不足を理由に琿春事件処理交渉の開始を延期しつつ、むしろ東北政権による交渉が妥当だとしていた<sup>(81)</sup>。北京政府と東北政権はいずれも対日交渉の当事者となることを回避し、さらに北京政府は日本軍撤兵後に損害賠償請求や警察官撤退要求で対抗したため、琿春事件処理は曖昧なままに終わるのである<sup>(82)</sup>。

### 3 「限定的援張」策の形成

#### (1) 張作霖との相互接近

第1次大戦後の日本にとって、奉天軍閥と良好な関係を構築しつつ対満蒙政策を有利に進めることは死活的ともいえる重要性を帯びていた。原外交は、張作霖奉天軍閥との関係構築という面でも戦後外交の原型として位置づけられるものである。

張作霖が念願の東三省制覇を果たしたは、1919年7月の寛城子事件を契機に孟恩遠吉林督軍を追放し、鮑貴卿と腹心の孫烈臣をそれぞれ吉林督軍と黒竜江督軍に任命した頃であった<sup>(83)</sup>。張作霖の地位をさらに高めたのが安直戦争と呼ばれる1920年7月の軍閥紛争であり、当初は安徽派が優勢であったものの「張作霖ノ直隸軍援助確定ハスノ如キ形勢ノ逆転ヲ來タシタ」という<sup>(84)</sup>。安徽派を敗北に導いた張作霖は7月21日、勝者となった直隸派の曹錕と連名で各省の省長や督軍宛に声明を発している<sup>(85)</sup>。

張作霖奉天軍閥と原内閣の相互接近に関しては、反日運動の抑制、韓国独立運動の共同取締、および東支鉄道への駐兵という3要因を念頭に置く必要がある。張作霖による反日運動抑制策として注目に値するのは、五・四運動後の日貨排斥禁止であろう<sup>(86)</sup>。その後、1919年後半から翌年にかけて張作霖の対日態度として特徴的なのは、韓国独立運動や東支鉄道沿線での駐兵に関して、日本側の意向に同調する姿勢を明確に示したことである。張作霖は1920年5月10日に、韓国独立運動の取締に中心的役割を果たした上田統警察顧問の働きぶりは「全く申し分のないものである」として、赤塚奉天総領事の意向を踏まえて上田顧問の契約をさらに2年間更新し、その旨を北京政府の陸徵祥外交総長に通達している<sup>(87)</sup>。

張作霖は1920年7月13日に佐藤安之助と貴志弥次郎の両陸軍少将と会見し、東支鉄道沿線の駐兵継続に関しては「北満ニハ支那軍隊少ナシ日本軍隊ノ駐在ハ東三省ノ為ニモ好都合ナリ」と語ると同時に、「徐吉林省長ハ哈爾浜方面ニ於テモ又不逞鮮人ノ取締ニ関シテモ日本人側ニ頗ル不評判ナリ」として「秘密ナレドモ徐ハ近ク罷免スルコトニ決定シアレバ安心アリタシ」

と伝えた<sup>(88)</sup>。張作霖によれば「過日出張ノ際北京當局ト相談シ徐ヲ更迭セシメ鮑督軍ヲシテ省長兼任タラシムルコトニ内定シ」ていたのであり<sup>(89)</sup>、徐鼐霖吉林省長更迭の末に鮑貴卿吉林督軍が省長兼任となった。8月13日に北京入りしていた張作霖は、記者会見で「日本と相提携し今後一層、日支の親善を図る」ことを強調した<sup>(90)</sup>。さらに、鮑貴卿吉林督軍兼省長が北京政府外交部とともに東支鉄道の回収に努めるようになると、張作霖は東三省巡閱使たる自分の頭越しに東支鉄道政策が行われることに不満を抱いた。そのため張作霖は、韓国独立運動や排日運動の取締をも考慮し、腹心の孫烈臣黒竜江督軍兼省長を吉林督軍兼省長に据えるべく、側近の于沖漢を北京政府に派遣した。その結果、鮑吉林督軍兼省長は1921年3月に更迭され、張作霖の構想通りに孫烈臣が後任となった。張作霖による東三省統治の確立は、その対日政策とも密接に連動していたのである。

張作霖側が原内閣成立後間もない頃から親日的態度を示していたのに対し、日本側が張作霖援助策を形成し始めるのは、1920年7月の安直戦争によって安徽派が没落して張作霖が北京政府に発言力を得始めてからである。南次郎支那派遣軍司令官は終戦直後の7月20日に田中陸相と上原參謀長へ具申して、段祺瑞を再起不能にしないために「張作霖ヲ懷柔シ彼ヲシテ段ヲ相当ノ地位ニ在ラシムル如ク斡旋セシムル」必要があると述べた<sup>(91)</sup>。その根拠となるのが対米認識であり、南によれば、米国は「裏面ニ於テハ直隸派援助ノ為盛ナル活動ヲ為シ」、「安直両派ノ抗争ハ實ニ親日米両派ノ勢力争ヒ」であったという。そのため南は、安徽派失脚後の北京政府は「直隸系即チ親米派ノ独占」となり、「外交ハ親米政府成立ノ結果トシテ軍事協定ノ廃棄、山東直接交渉ノ拒絶…等ノ外特ニ無遠慮ナル米国式外交ヲ發揮シ」かねないと予想したのである<sup>(92)</sup>。もっとも、現実にアメリカ側が対中関係の強化に相当な熱意を示していたかは疑問であり、顧維鈞駐米公使によれば、当時のアメリカでは対外問題よりも次期大統領選挙に関心が集中していたという<sup>(93)</sup>。

7月29日には坂西少将が福田參謀次長に具申し、滿州においては張作霖に「我ニ頼ラシム様官憲、滿鉄其他金融機関等ヲシテ既得権利ノ実行並ニ經濟的事業ニ對シテハ毫モ遠慮スルコトナク我官民ヲシテ…着々其歩武ヲ

進メシム」べきだとした<sup>(94)</sup>。8月中旬に参謀本部第2部が作成した「支那時局ニ関スル将来ノ観測並意見概要」によれば、奉天特務機関長貴志弥次郎少将や関東軍司令官立花小一郎中将も、張作霖援助でほぼ一致した<sup>(95)</sup>。陸軍出先の張作霖援助論は「親米」直隸派政権への対抗策としての意味合いが強く、いわば「積極的援張」論として位置づけられる。

原内閣が張作霖援助の態度を明確にしていくのは陸軍出先に数ヶ月遅れており、間島出兵を閣議決定した1920年10月上旬以降のことである。閣内で張作霖支持策を主導したのは、田中陸相であった。田中は1920年10月19日の閣議で、「間島方面日支共同にて不逞鮮人討伐の件は、張作霖は種々交渉の末、行軍の名義にて奉天より1大隊を出し、支那兵も同行する事になれり」と発言している<sup>(96)</sup>。田中陸相は、韓国独立運動への共同歩調を確保することを主眼として、奉天軍閥との良好な関係構築を模索し始めたのである。11月19日の閣議では、靳雲鵬内閣の奉天派国務院参議である于冲漢と会見した田中陸相が「張作霖は飽くまで日本に頼らんとし決心確か」であると述べたのに対して、原首相は「朝鮮領有及満州に經營する事今日の如場合には、自衛上彼と結ぶ事必要なり」と回答した<sup>(97)</sup>。

このように、原内閣が奉天軍閥に接近したのは、間島管理体制の形成や東支鉄道沿線への駐兵継続<sup>(98)</sup>を通じて「鮮満防衛」や「満州經營」を補強する目的のものであった。換言すれば、張作霖への接近は対満蒙政策の一環であり、陸軍出先流の「親米」直隸派政権への対抗策では決してなかった。原内閣は、東三省での張作霖援助という「限定的援張」を模索し、対満蒙政策を補強する政策としてこれを位置づけた。この「限定的援張」政策を定式化するのが、1921年5月の東方会議なのである。

## (2) 東方会議

張作霖援助策は対米英協調下での不干涉策と原理的に矛盾するものであったため、大局的見地からの政策調整が必要であった。その意味で重要なのが、1921年5月に開催された東方会議である。この東方会議とは、「北満シベリア出兵」、東支鉄道、間島、張作霖、山東、および韓国等の広範な諸問

題に統一的な指針を提示しようとするものであり、会議に向けて張作霖の意見は町野武馬顧問から事前に聴取することにした<sup>(99)</sup>。5月9日付田中陸相宛佐藤安之助書翰が示すように、町野は張作霖の意向を聴取しつつ、田中陸相、貴志奉天特務機関長、および佐藤等と綿密に連絡をとり合っていたのである<sup>(100)</sup>。

東方会議に先立って開催された5月10日の閣議では、極東共和国との交渉後にシベリアから撤兵すること、山東撤兵、「満蒙懷柔策」、東支鉄道等について議論がなされた<sup>(101)</sup>。これを具体化した13日の閣議は、「有産民主制度」の実施、日韓国内で過激派宣伝をしないことはもとより極東共和国内での「朝鮮統治ヲ乱サントスル不逞行動ヲ防圧スル」こと、ウラジオストックを純粹な商港として「貿易ヲ阻害スル施設」を建設しないこと、等の条件を極東共和国が承認すれば沿海州と北満から撤退することを決定している。次いで閣議は、「満蒙ハ我領土ト接壤シ我国防上並国民ノ経済的生存上至大緊密ノ関係」があり、「右2大利益ヲ主眼トシ満蒙ニ我勢力ヲ扶殖スルコト」が「対満蒙政策ノ根幹」であると確認した。その際、新借款団の「協調ノ精神並支那ニ於ケル門戸開放機会均等主義」に配慮を示しつつも、「満蒙ニ於ケル我特殊地位及利権」は新4国借款団交渉で「帝国ノ満蒙ニ於ケル地位ハ関係列国ニヨリ始メテ明確ニ承認」されたとした<sup>(102)</sup>。

東方会議は5月16日から東京で開催され、斎藤実朝鮮総督、水野鍊太郎朝鮮総督府政務総監、大庭二郎朝鮮軍司令官、山県伊三郎関東長官、河合操関東軍司令官、由比光衛青島軍司令官、立花小一郎浦潮派遣軍司令官、小幡公使、赤塚奉天総領事、および各大臣が出席した。会議の冒頭で原首相は、浦塩派遣軍と山東派遣軍の撤兵を行う方針であることを告げ、その条件や方法について意見を求めた。由比は山東から撤兵し青島に集結することに賛成し、立花と河合も浦潮軍撤退を受け入れその手段について討議した。また、大庭と斎藤は、韓国国境警備については憲兵ではなく巡査を用いて、必要時にはいつでも出兵できるように配置転換することを論じた<sup>(103)</sup>。

原内閣は翌17日の午前中に対張作霖方針を閣議決定し、13日閣議決定の対満蒙政策方針とともに東方会議に提出した。この決定は、「張作霖ガ東三

省ノ内政及軍備ヲ整理充実シ牢固ナル勢力ヲ此ノ地方ニ確立スルニ対シ帝国ハ直接間接之ヲ援助スヘシ」とした反面で張の中央進出には否定的であり、「中央政界ニ野心ヲ遂クルカ為帝国ノ助力ヲ求ムルニ対シテハ進ンテ之ヲ助クルノ態度ヲ執ラサルコト」としている。日本にとって張作霖の重要性は、「東支鉄道問題、満蒙政策、朝鮮統治並ニ治安ノ維持及露支、日露国境地方ノ防備等ニ関シ日支間ニ協定施設スヘキコト頗ル多ク而カモ支那側当面ノ対手ハ張ニアル」のであった。つまり、張作霖援助策は東支鉄道「南線改築促進」を筆頭とする対満蒙政策の一環に組み込まれ、本稿でいう「限定的援張」政策が明確にされたのである<sup>(104)</sup>。

残る重要な懸案は在満韓国人の取締であり、5月20日の東方会議では、「在外鮮人ノ保護取締ニ関シ此ノ際各関係当局ノ意見ヲモ徵シ具体的方策ヲ確立」することが模索された<sup>(105)</sup>。25日の東方会議最終日にも韓国人取締が議論され、原は韓国人の「保護救済」を「勢力範囲を確實になさん為めに措置するもの」で、「同地方住民を懷柔するもの」と位置づけた<sup>(106)</sup>。以上のように、東方会議は浦潮軍と山東軍の撤兵、「限定的援張」政策、東支鉄道、および韓国人取締といった対中政策の主要論点を網羅するものであり、とりわけ「限定的援張」政策は他の懸案と密接に関連していた。

## 結 論

第1次大戦後の満蒙をめぐる各国の思惑は、「北満シベリヤ出兵」や東支鉄道、および韓国独立運動といった争点で錯綜していた。旧ロシア勢力の後退や日米の介入に加えて事態を複雑にしたのは、中国外交の多層構造であった。

対米英協調下での不干渉政策を基調としていた原内閣は、内閣成立から1919年に至るまで、「北満シベリヤ出兵」の地域的限定と減兵措置、および東支鉄道の国際管理という対満蒙政策においても協調外交の回復に努めた。だが、1920年以降の対満蒙政策では、「北満シベリヤ出兵」の再編、東支鉄道政策、間島政策、および張作霖との関係において、米英との協調が軽視され不干渉からの逸脱が生じた。原内閣は独自に「北満シベリヤ出兵」を

再編することで「鮮満防衛」体制を模索していたし、東支鉄道を新4国借款団の対象から除外した上で、単独借款による満鉄を利用した東支鉄道南部支線改修をも試みた。原内閣は「北満シベリア出兵」再編のみならず、東支鉄道政策においても「緊密特異ノ関係」を理由として対米英協調から逸脱したのである。

北京政府に援助を提供することで満鉄と東支鉄道の緊密化を図るという原内閣の方針は、北京政府の対日不信と国権回収運動の高まりによって挫折した。北京政府や鮑貴卿黒竜江督軍の東支鉄道回収策は、国権回収の起点として評価されるべきであろう。他方でアメリカ側の観点からは、東支鉄道国際管理体制の強化という課題が残された。その舞台としては、後のワシントン会議が充てられる。その際には、日本の米国排除策と北京政府の国権回復策という二重の抵抗を受けるであろうことは上記の文脈に明らかであるが、次期ハーディング政権（Warren G. Harding）がそのことを正確に予期していたとは思われない。

また、原内閣の間島出兵は、北京政府の反対にもかかわらず行われた「軍事力による干渉」であった。間島は韓国の治安維持に直結するため完全な中国領とはみなされず、間島買収が閣議で話題となるほどであった<sup>(107)</sup>。

間島出兵を可能にした外的条件は、張作霖の親日的態度に他ならなかつた。張作霖は既に出兵前の共同捜査時から日本側の意向に同調する姿勢を示していたために、間島出兵を默認するであろうという判断が原内閣にはあった。張作霖は国務院宛に「日本の派兵を絶対に断念せしめる」と伝えているが<sup>(108)</sup>、実際には出兵を追認した。同様に張作霖は警官増員による間島管理体制の強化に関する、「我が主権を妨げるものである」と国務院宛電報で論じておきながら<sup>(109)</sup>、現実には默認した。張作霖が北京政府との関係や国内世論を配慮したために、日中間の正式な協定や琿春事件の事後処理はなされなかったものの<sup>(110)</sup>、張作霖との協調下における警察組織の拡張と連絡将校の配置という間島管理体制が成立していったのである。他方で、徐鼎霖吉林省長が独立運動に対して取締を行う反面である種の同情心を持っていたのに比して、鮑貴卿吉林督軍は張作霖に間島出兵の默認を求められた。韓国独立運動や対日関係をめぐって中国側には立場の相違があり、そ

のことは張作霖による東北制覇の過程とも複雑に連動していたのである。

以上を要するに原内閣の対満蒙政策は、対米英協調下での不干涉という枠組に留まることなく独自に「鮮満防衛」体制や「北満経営」を模索したものであり、状況的対応という次元を超えていた。換言すれば、原内閣における関内への政策と対満蒙政策は相容れない外交原理に立脚していたのであり、ここに原外交の二重性を見出すことができよう。その意味で原内閣の対満蒙政策は、幣原外交ではなく、田中外交の原型となるものであった。

こうした日本側の動向に対して孫文は、1920年6月29日の田中陸相宛書翰で辛亥革命以来の日本の対中政策を強く批判し、日本は袁世凱以下、岑春煊、宗社党、段祺瑞、張勲、および張作霖等に關与して「守旧的な対立勢力を扶植し、革新運動を抑圧」してきたと指弾した<sup>(111)</sup>。つまり、孫文の觀点からは、大戦期と原内閣期の対中政策に大差はないのである。しかし、そのような解釈には、明らかに誇張が含まれている。一例を挙げれば、張作霖からの武器供給要請は日本外務省亞細亞局と埴原正直外務次官によって拒否されており、東方会議後も原内閣による張作霖援助の内実は極めて抑制されていたのである<sup>(112)</sup>。

張作霖援助政策は対満蒙政策の一環として位置づけられたのであり、原や内田の「限定期的援張」方針は、陸軍出先が主張するような関内に向けての張作霖援助策という「積極的援張」論とは明確に一線を画していた。その反面で、武器供給問題をめぐる交渉は、原内閣と張作霖の相互接近における矛盾を露呈している。張作霖にとっての対日接近は中央進出のためであり、単に東三省における地位を維持するのであれば日本の援助は不要であった。一方、原内閣にとって張作霖への接近の意義は、東三省の実力者としての地位を保全して権益を拡充し、韓国独立運動に対する共同管理体制を構築することにあった。原内閣と張作霖の相互接近は当初から同床異夢なのであり、中央進出を抑制しようとする原内閣の意向とは裏腹に、張作霖は次なる軍閥間紛争へと向かっていく。

- (1) 顧から北京政府外交部、1918年9月12日（外交档案、03.12.7.7.8、中央研究院近代史研究所所蔵）。シベリア出兵と東支鉄道問題に関する代表的研究として、細谷千博『シベリア出兵の史的研究』（有斐閣、1955）、同『ロシア革命と日本』（原書房、1972）、James William Morley, *The Japanese Thrust into Siberia, 1918* (New York, 1957); 関寛治『現代東アジア国際環境の誕生』（福村出版、1966）、23-194頁、Allen Whiting, *Soviet Policies in China 1917-1924* (Stanford, 1968); N. Gordon Levin, Jr., *Woodrow Wilson and World Politics, America's Response to War and Revolution* (New York, 1968), pp.197-202, 221-236; 服部英里子「シベリア出兵と東支鉄道管理問題—1921-1922年を中心に—」（原朗編『近代日本の経済と政治』、山川出版社、1986）、87-113頁、原暉之『シベリア出兵—革命と干渉 1917-1922—』（筑摩書房、1989）、薛衡天『中東鉄路護路軍与東北辺疆政局』（北京：社会科学文献出版社、1993）、177-320頁、Georg Schild, *Between Ideology and Realpolitik, Woodrow Wilson and the Russian Revolution 1917-1921* (Westport, 1995), pp.91-115; 笠原十九司「北京政府とシベリア出兵—第1次大戦とロシア革命がもたらした東アジア世界の変動—」（中央大学人文科学研究所編『民国前期中国と東アジアの変動』、中央大学出版部、1999）、43-97頁、がある。
- (2) 当該期政治外交史研究の整理と筆者の基本的見解に関しては、拙稿「『戦間前期』東アジア国際政治研究の方法論的観書」（『政治経済史学』、第396号、1999）、1-17頁、を参照されたい。
- (3) Edward Hallett Carr, *The Bolshevik Revolution 1917-1923* (London, 1961), 3: pp.490-492.
- (4) ただし、北京政府と東三省との間には、東支鉄道人事等をめぐって対立もみられた。薛衡天、前掲書、212頁、を参照。
- (5) 外務省編『日本外交年表並主要文書』[以下『日外主』と略称]（原書房、1965）、上、441-443、462頁。
- (6) 内田から石井、1918年11月16日（『日本外交文書』[以下『日外』と略称]、大正7年、第1冊）、1017-1019頁。北満への展開を伝えるものとして、齋藤瀬『獄中の記』（東京堂出版、1940）、306-309頁。

- (7) 『日外』、上、443-444頁。
- (8) Lansing to Morris, November 16, 1918, *Foreign Relations of the United States* (hereafter cited as *FRUS*), 1918, Russia, 2: pp.433-435.
- (9) Colonel James Molesworth Blair (Vladivostock) to War Office, October 21, 1918, no.175477, FO 371/3238, Public Record Office.
- (10) 原内閣閣議決定、1918年10月15日（『日外』、大正7年、第1冊）、1005-1006頁、内田から石井、12月25日（同上）、1024-1026頁。
- (11) Soviet Ministry of Foreign Affairs ed., *Dokumenty Vneshney Politiki SSSR* [Documents on Soviet Foreign Policy] (Moscow, 1959), 1: pp.626-627. この通達は、1918年11月の第6回全ロシア・ソヴィエト大会の決議を受けている。
- (12) Wilson to the provisional government of Russia, May 14, 1917, Elihu Root Papers, Manuscript Division, Library of Congress; Root, H. L. Scott, S. R. Bertron, James Duncan, Charles Edward Russell, John R. Mott, Cyrus H. McCormick, J. H. Glennon to Lansing, August 1917, Root Papers; 駐日米国大使館から日本外務省、1918年10月25日（『日外』、大正7年、第3冊）、420-423頁。その他、原暉之、前掲書、74-77頁、を参照。
- (13) 『日外』（大正7年、第3冊）、423-428頁。
- (14) 原奎一郎編『原敬日記』（福村出版、1981）、第5巻、1918年11月8日、35頁。
- (15) 内田から石井、1918年12月4日（『日外』、大正7年、第3冊）、438-440頁、Morris to Lansing, December 3, 1918, *FRUS*, 1918, Russia, 3: pp.288-290.
- (16) 石井から内田、1919年2月11日（『日外』、大正8年、第3冊、下巻）、1122-1123頁、Frank Lyon Polk (acting secretary of state) to Ishii, February 10, 1919, *FRUS*, 1919, Russia: pp.251-252; Polk to Davis, February 10, *ibid.*, pp.252-253. 日本側はこれを「西比利ア及東支鉄道管理協定」と呼んだ。
- (17) 駐日英國大使館から日本外務省、1918年9月16日（『日外』、大正7年、第3冊）、392-393頁、参謀本部第3部「西伯利鉄道管理問題ニ関スル当部ノ研究」、

1818年10月15日（「西伯利亞及東支鐵道管理一件」、第2巻、1.7.3.94、外務省外交史料館所蔵）。

- (18) Lansing to Polk, January 21, 1919, *FRUS, 1919, Russia*: pp.243-244.
- (19) 松平駐浦潮政務部長から内田、1919年3月5日（『日外』、大正8年、第3冊、下巻）、1137-1138頁。なお、イタリアは1920年1月に撤兵と同時に委員会を脱退した。松平から内田、1920年1月9日（『日外』、大正9年、第3冊、下巻）、1143頁、を参照。
- (20) *FRUS, 1919, Paris Peace Conference*, 3: p.648. Robert Lansing, "The Suggested Recognition of the Kolchak Government," October 9, 1919, Robert Lansing Papers, Manuscript Division, Library of Congress; idem, "Advisability of Withdrawing Our Troops from Siberia," November 30, 1919, Lansing Papers, も参照。
- (21) 幣原駐米大使から内田、1920年1月11日（『日外』、大正9年、第1冊、下巻）、840-846頁、幣原喜重郎『外交50年』（中公文庫、1987）、97-99頁。
- (22) 『日外主』、上、508頁。1920年3月2日の閣議決定と3月5日の外交調査会でも、同様の決定がなされている。同上、510頁、を参照。
- (23) 外務省編『外務省公表集大正8年、大正9年』、第1輯、199-202頁。
- (24) 北京政府外交部から小幡、1920年5月17日（中央研究院近代史研究所編『中日関係史料』、台北：中央研究院近代史研究所、1990、東北問題、2）、1166頁。
- (25) 北京政府外交部から莊景珂、1920年5月17日（同上）、1164頁。
- (26) Alston to Curzon, June 17, 1920, F 1694/1694/23, FO 371/5365, Public Record Office.
- (27) 前掲『原敬日記』、第5巻、320頁。撤兵問題については、百瀬孝「シベリア撤兵政策の形成過程－大正9年12月～10年5月－」（『日本歴史』、第428号、1984）、86-101頁、を参照した。
- (28) 前掲『原敬日記』、第5巻、321頁
- (29) 原敬全集刊行会編『原敬全集』（原書房、1969）、下巻、551頁。
- (30) 前掲『原敬日記』、第5巻、371頁。
- (31) もっとも、原首相が政権末期に一定の条件下で撤兵する意図を持っていたことは確かである。原は1921年6月1日付田中義一宛書翰において、「明日沼津ニ

参内致し内奏致置可申同時ニ浦塙山東撤兵之事も内奏致置積ニ存候」と伝えて  
いる（「田中義一文書」、第34冊、国立国会図書館憲政資料室所蔵）。翌6月2日  
の原敬日記には、「西伯利及び山東は相当の条件成立せば撤兵すべき旨奏上した  
り」と記されている（前掲『原敬日記』、第5巻、395頁）。

- (32) 1916年2月14日閣議決定（『日外』、大正5年、第1冊）、118-119頁、クルペ  
ンスキー駐日露国大使（Vasilii N. Krupenskii）から本野外相、1916年12月18  
日（同上）、181-182頁、本野から内田駐露大使、1917年11月22日（『日外』、大正  
6年、第1冊）、150-151頁。
- (33) 陸軍省覚書「東支及西伯利横断鉄道監督案実行ニ関スル件」、1919年1月30日  
（『日外』、大正8年、第3冊、下巻）、1117-1118頁、2月5日閣議決定（同上）、  
1134-1135頁。原首相は1919年2月1日の時点で長尾半平に鉄道管理について内  
訓していた。前掲『原敬日記』、第5巻、65頁、を参照。
- (34) 鉄道省運輸局「西比利亞及東支鉄道監理概要」、1920年1月（「西比利亞及東  
支鉄道管理一件」、別冊「参考」所収、1.7.3.94.2、外務省外交史料館所蔵）。
- (35) 駐日米国大使館から日本外務省、1919年4月26日（『日外』、大正8年、第3  
冊、下巻）、1148-1149頁、内田から石井、1919年5月2日（同上）、1149-1150頁。
- (36) 陸徵祥から顧維鈞、1918年9月17日（外交档案、03.12.5.5.1、中央研究院近  
代史研究所所蔵）。
- (37) 北京政府外交部から章宗祥駐日公使、容揆駐米代理公使、1919年1月26日  
（前掲『中日関係史料』、東北問題、1）、285頁。駐北京東少将から上原參謀総  
長、1919年1月27日（『日外』、大正8年、第3冊、下巻）、1114-1115頁、も参照。
- (38) 前掲『中日関係史料』（東北問題、2）、994-995頁。莊から内田、1920年1月  
29日（『日外』、大正9年、第3冊、下巻）、1146-1147頁、も参照。
- (39) 鮑から徐、國務院、邊防處、外交部、財政部、交通部、1920年3月23日（前掲  
『中日関係史料』、東北問題、2）、1066頁、佐々木長春領事代理から内田、  
1920年3月16日（『日外』、大正9年、第3冊、下巻）、1166-1167頁、佐々木から  
内田、3月17日（同上）、1167頁、松島哈爾浜総領事から内田、3月17日（同上）、  
1167-1168頁。なお、寛城子事件とは、1919年7月19日に長春付近の寛城子で起  
きた満鉄守備隊と吉林軍の小規模な軍事衝突のことであり、孟恩遠更迭の契機  
となつた。

- (40) 北京政府外交部から小幡、1920年5月25日（前掲『中日関係史料』、東北問題、2）、1202-1203頁。
- (41) 北京政府外交部、交通部から顧維鈞駐米公使、1920年8月4日（中央研究院近代史研究所編『中俄関係史料』、中東路與東北邊防、民国9年、台北：中央研究院近代史研究所、1969）、289-290頁。
- (42) 小幡から内田、1920年10月9日（『日外』、大正9年、第3冊、下巻）、1220-1221頁。小幡から内田、1920年10月4日（同上）、1210頁、も参照。
- (43) 前掲『原敬日記』、第5巻、1921年4月26日（378-379頁）、5月13日（386頁）、5月18日（388頁）。
- (44) 1921年5月18日閣議決定（『日外』、大正10年、第3冊、下巻）、1146-1147頁。
- (45) 岩松駐北京大尉から坂西少将、1921年6月15日（同上）、1151頁。
- (46) 新民会については、姜在彦『朝鮮の開化思想』（岩波書店、1980）、381-454頁、慎鏞慶『韓国民族独立運動史研究』（서울：乙酉文化社、1985）、13-140頁、を参考。
- (47) 慎鏞慶、前掲書、391頁。
- (48) 編者不明『日本外務省特殊調査文書』（서울：高麗書林、1989）、第12巻、19-28、761-779頁、朴殷植（姜德相訳注）『朝鮮独立運動の歴史』（平凡社、1972）、1、130頁。
- (49) 堀与三吉間島総領事代理から斎藤実朝鮮総督、1920年5月14日（姜德相編『現代史資料27朝鮮3』、みすず書房、1972）、288-289頁。
- (50) 宋友惠「北間島『大韓國国会』의組織形態에 관한研究」（『한국 민족 운동 사연구』、1、1986、지식산업사）、117-118頁。
- (51) 芳沢謙吉（中野敬止編）『芳沢謙吉自伝』（時事通信社、1964）、79-82頁。
- (52) 前掲『原敬日記』、第5巻、1919年4月9日、84頁。原の内地延長論に関しては、同上、1919年5月15日、94頁、も参照。
- (53) 1919年9月2日に斎藤実が総督としてソウルへ着任する際に発生した李東輝系独立運動家姜宇奎による暗殺未遂事件のこと。朝鮮総督府『施政25年史』（1935）、334頁、国史編纂委員会編『韓国独立運動史』（서울：정음문화사、1968）、3、489-493頁、金正柱編『朝鮮統治史料』（韓国史料研究所、1970）、809-814頁、長田彰文「日本の朝鮮統治における『文化政治』の導入と斎藤実」

- (『上智史学』、第43号、1998)、29-58頁、を参照。
- (54) 姜徳相「海外における朝鮮独立運動の発展」(『東洋文化研究所紀要』、第51冊、1970)、42-50頁。
- (55) 前掲『韓国独立運動史』、3、327-335頁。
- (56) 金九(梶村秀樹訳注)『白凡逸志』(平凡社、1973)、223、237-238頁、Nym Wales(Helen Foster Snow) and Kim San, *Song of Ariran:A Korean Communist in the Chinese Revolution* (San Francisco, 1973), pp.107-112.
- (57) 一例をあげれば、金元鳳の率いる義烈団は1919年11月に吉林で結成され、韓国の警察署や総督府などに対する破壊活動を繰り返した。義烈団と金元鳳に関しては、梶村秀樹『朝鮮史の枠組と思想』(研文出版、1982)、201-243頁、鹿島節子「朝鮮義勇隊の成立と活動－金元鳳の動向を中心に－」(『朝鮮独立運動史研究』、第4号、1987)、45-68頁、金昌洙『韓国民族運動史研究』(서울： 범우사、1995)、123-180頁、を参照。
- (58) 「大正9年自1月至3月対岸不逞鮮人ノ江岸侵入状況一覧表」(前掲『現代史資料27朝鮮3』)、647-648頁。洪範図に関しては、朴永錫『在満韓人独立運動史研究』(서울：一潮閣、1988)、222-247頁、韓俊光(森川展昭訳)「墾島〔間島〕における洪範図將軍」(『朝鮮民族運動史研究』、第6号、1989)、7-38頁、を参照。
- (59) 『独立新聞』、1920年12月25日。
- (60) 『独立新聞』、1920年6月22日、6月24日、堺から内田、1920年6月10日(前掲『現代史資料27朝鮮3』)、607頁、堺から内田、6月15日(同上)、608頁。
- (61) 『日外主』、上、324-325頁。林正和「間島問題に関する日清交渉の経緯」(『駿台史学』、第10号、1960)、181-199頁、も参照。その他、間島問題に関する最も包括的研究として、李盛煥『近代東アジアの政治力学－間島をめぐる日中朝関係の史的展開－』(錦正社、1991)、がある。なお、豆満江は図們江と呼ばれることがある。
- (62) 『日外主』、上、406-407頁。日韓併合の結果韓国人は日本人となったため、同条約は韓国人にも適用されるべきであるというのが日本側の主張であった。この点に関しては、井上学「日本帝国主義と間島問題」(『朝鮮史研究会論文集』、第10号、1973)、36-45頁、も参照。

- (63) 「田中義一文書」、第29冊。なお、新韓村とは、ウラジオストック郊外の韓国人集落である。
- (64) 間島竜井邦人大会から田中陸相、1920年5月（前掲『現代史資料28朝鮮4』、みすず書房、1972）、63-64頁。
- (65) 朝鮮軍司令部「間島出兵史」（同上）、1-60、64-65頁、会津士魂風雲録刊行会『会津士魂風雲録』（1951）、134-139頁。西間島とは平安北道と国境を接する奉天省南部一帯を指す。
- (66) 前掲『中日関係史料』（東北問題、2）、1236-1237頁。
- (67) 駐間島末松吉次から篠田、1919年5月15日、folder 2, box 1, Jisaku Shinoda Papers, Hoover Institution, Stanford University; 朝鮮総督府警務局「西間島ニ於ケル不逞鮮人団体ノ状況」、1920年11月、folder 8, box 4, *ibid.*..
- (68) 前掲『現代史資料28朝鮮4』、65-67、75-116頁。なお、中国側は1931年の時点ですら中国東北在住韓国人の概数を把握しておらず、日本外務省や拓務省、および朝鮮総督府の調査が先行していた。駐韓中国総領事館「東北鮮僑及旅外鮮人之概数」、1931年1月9日、『南京国民政府外交部公報』、第3卷第10号、1931年2月（石源華、李輔溫編『中国南京国民政府外交部公報 大韓民国関連史料』、上巻、서울：도서출판高句麗、1995）、71-75頁、を参照。
- (69) 秋洲郁三郎琿春分館主任から内田、1920年10月2日（同上）、308-309頁、斎藤から内田、10月6日（同上）、334-335頁。琿春事件については、東尾和子「琿春事件と間島出兵」（『朝鮮史研究会論文集』、第14号、1977）、59-85頁、佐々木春隆「『琿春事件』考」（『防衛大学校紀要』、第39、40、41輯、1979-1980）、上、中、下、293-332、233-275、361-388頁、を参照。
- (70) 前掲『原敬日記』、第5巻、1920年10月7日、291頁。
- (71) 原内閣閣議決定、1920年10月7日（『日外』、大正10年、第2冊）、525-527頁。
- (72) 赤塚から内田、1920年10月11日（同上）、531-532頁、顔から小幡、1920年10月11日（前掲『中日関係史料』、東北問題、3）、1465頁、顔、小幡会談、10月15日（同上）、1475-1477頁、顔から小幡、10月22日（同上）、1485頁、國務院から外交部、10月23日（同上）、1487頁、外交部から小幡、10月29日（同上）、1497頁、黒竜省議会から外交部、10月30日（同上）、1497-1498頁。

## 「鮮満防衛」体制の模索

- (73) 青山里大戦については、佐々木春隆「韓国独立運動史上の『青山里大戦』考」(『軍事史学』、第15巻 第3号、1979)、22-34頁、慎鑄廈、前掲書、389-514頁、金静美「朝鮮独立運動史上における1920年10月－青山里戦闘の歴史的意味を求めて－」(『朝鮮民族運動史研究』、第3号、1986)、105-200頁、を参照。
- (74) 『独立新聞』、1920年12月18日。なお、林正和「琿春事件の経過」(『駿台史学』、第19号、1966)、114頁、によれば、射殺375、逮捕177、帰順者1558、民家焼却285、学校焼却5、教会焼却3、兵舎焼却13、捕獲銃器413、捕獲弾薬22490、等となっている。
- (75) 北京政府外交部から小幡、1922年7月13日(外交档案、03.33.17.19.1、中央研究院近代史研究所所蔵)。
- (76) 前掲『原敬全集』、下巻、562-563頁。
- (77) 北京政府外交部から小幡、1920年12月27日(前掲『中日関係史料』、東北問題、3)、1581-1582頁。北京政府外交部から張、鮑、1920年11月10日(同上)、1514頁、も参照。
- (78) 小幡から北京政府外交部、1921年1月6日(同上)、1589-1590頁、内田から幣原、1921年1月14日(『日外』、大正10年、第2冊)、557-558頁。
- (79) 赤塚から内田、1921年2月7日(『日外』、大正10年、第2冊)、567頁、堺から内田、5月8日(同上)、588頁、孫烈臣吉林督軍から國務院、1921年5月5日(外交档案、03.33.24.26.2、中央研究院近代史研究所所蔵)、國務院から外交部、6月8日(外交档案、03.33.24.26.3、中央研究院近代史研究所所蔵)、前掲『日本外務省特殊調査文書』、第14巻、195-205頁。
- (80) 関東軍参謀部から埴原正直外務次官、1921年1月14日(『日外』、大正10年、第2冊)、558-561頁、張から北京政府外交部、1月15日(前掲『中日関係史料』、東北問題、3)、1613-1614頁。
- (81) 徳川家正駐華日本公使館一等書記官から北京政府外交部、1921年1月14日(前掲『中日関係史料』、東北問題、3)、1611頁、顔、徳川会談、1月18日(同上)、1633-1634頁、顔、小幡会談、1月24日(同上)、1650-1652頁、小幡から内田、1921年1月14日(『日外』、大正10年、第2冊)、556-557頁、小幡から内田、1月21日(同上)、562-563頁、小幡から内田、1月28日(同上)、564-565頁、赤塚から内田、3月11日(同上)、569頁、赤塚から内田、3月12日(同上)、570

頁。

(82) 吉田伊三郎駐華代理公使から内田、1921年5月16日（『日外』、大正10年、第2冊）、588頁、小幡から内田、8月23日（同上）、594-596頁、小幡から顔、1922年7月29日（外交档案、03.33.29.31.1、中央研究院近代史研究所所蔵）。

(83) 張作霖の権力掌握過程に関しては、松重充浩「張作霖による奉天省権力の掌握とその支持基盤」（『史学研究』、第192号、1991）、53-70頁、同「張作霖による在地懸案解決策と吉林省督軍孟恩遠の駆逐」（横山英、曾田三郎編『中国の近代化と政治的統合』、渓水社、1992）、199-229頁、を参照。張作霖および東北地域史の代表的研究として、Gavan MaCormack, *Chang Tso-lin in Northeast China, 1911-1928* (Stanford, 1977); 西村成雄『中国近代東北地域史研究』（法律文化社、1984）、がある。

奉天軍閥の対外関係を中心とした研究として、野村浩一「満州事変直前の東3省問題」（『国際政治』、第15号、1961）、71-86頁、林正和「張作霖軍閥の形成過程と日本の対応」（『国際政治』、第41号、1970）、122-142頁、John W. Young, “The Hara Cabinet and Chang Tso-lin, 1920-21,” *Monumenta Nipponica* 27, no.2 (1972): pp.125-142; 水野明『東北軍閥政権の研究－張作霖・張学良の対外抵抗と対内統一の軌跡－』（国書刊行会、1992）、89-190頁、を参照。

(84) 小幡から内田、1920年7月18日（『日外』、大正9年、第2冊、上巻）、492頁。安直戦争に関しては、藤井昇三「1920年安直戦争をめぐる日中関係の一考察－辺防軍問題を中心として－」（『国際政治』、第15号、1961）、56-70頁、を参照。

(85) 中国第2歴史档案館編『直皖戦争』（南京：江蘇人民出版社、1980）、163頁。

(86) 赤塚から内田、1919年5月27日（『日外』、大正8年、第2冊、下巻）、1207-1208頁。

(87) 前掲『中日関係史料』（東北問題、2）、1159頁。

(88) 駐奉天佐藤陸軍少将から福田参謀次長、山梨陸軍次官、1920年7月13日（『日外』、大正9年、第2冊、上巻）、481頁。

(89) 前掲『現代史資料28朝鮮4』、69頁。鮑貴卿吉林督軍は「場合ニヨリ日本兵ノ援助ヲモ辞セサルコトヲ言明シ」ていた（斎藤恒大佐情報、同上、106頁）。

(90) 園田一亀『快傑張作霖』（中華堂、1922）、276頁。

## 「鮮満防衛」体制の模索

- (91) 南から田中陸相、上原參謀総長、1920年7月20日、*Microfilm Reproductions of Selected Archives of the Japanese Army, Navy, and Other Government Agencies, 1868-1945*, reel.101, no.542, 07349.
- (92) 南から福田參謀次長、1920年7月23日（同上）、07355-07361。南から福田、1920年7月24日（『日外』、大正9年、第2冊、上巻、499-501頁）、も参照。
- (93) 顧維鈞から總統府、1920年9月10日（外交档案、03.12.1.1.10、中央研究所近代史研究所所蔵）。
- (94) 『日外』（大正9年、第2冊、上巻）、501-505頁。
- (95) 林正和「張作霖軍閥の形成過程と日本の対応」、137頁。
- (96) 前掲『原敬日記』、第5巻、1920年10月19日、298-299頁。
- (97) 同上、1920年11月19日、313頁。
- (98) 同上、1921年1月11日、336-337頁。
- (99) 「東方會議一件」（松本記録、A.1.1.0.22、外務省外交史料館所蔵）、前掲『原敬日記』、第5巻、1921年4月24日、378頁。東方會議の研究として、雨宮昭一『近代日本の戦争指導』（吉川弘文館、1997）、180-194頁、を参照。
- (100) 「田中義一文書」、第32冊、国立国会図書館憲政資料室所蔵。
- (101) 前掲『原敬日記』、383頁。「満蒙懷柔策」とは張作霖懷柔策のことと推定される。
- (102) 『日外主』、上、522-524頁、前掲「東方會議一件」。その他、山東鉄道沿線からの撤兵も決定された。この閣議決定は、5月16日に東方會議に提出される。
- (103) 前掲『原敬日記』、第5巻、387頁。
- (104) 『日外主』、上、524-525頁。
- (105) 内田外相から菊池駐浦潮政務部長、吉田駐華臨時代理公使、幣原駐米大使、石井駐仏大使、1921年5月20日（『日外』、大正10年、第1冊、下巻）、832-835頁。前掲『原敬日記』、第5巻、389頁、にも同主旨の記述がある。
- (106) 前掲『原敬日記』、第5巻、391頁。
- (107) 前掲『原敬日記』、第5巻、1921年1月21日、340頁。
- (108) 張から國務院、外交部、1920年10月11日（前掲『中日関係史料』、東北問題、3）、1464-1465頁。
- (109) 國務院から外交部、1921年4月22日（外交档案、03.33.24.26.1、中央研究院

近代史研究所所蔵)。

- (110) 張、鮑から外交部、1920年11月10日(前掲『中日関係史料』、東北問題、3)、1514頁。
- (111) 国父全集編輯委員会編『国父全集』(台北:近代中国出版社、1989)、第5冊、219-221頁。藤井昇三氏は、参戦軍借款、南北和平會議、北京政府援助等が孫文の革命理論に転換の契機を与え、1919年に初めて日本を正面の敵とするに至ったと論じている。藤井昇三『孫文の研究ーとくに民族主義理論の発展を中心としてー』(勁草書房、1966)、143-149、283頁、を参照。
- (112) 外務省亞細亞局「張作霖ニ対スル武器供給ニ関スル赤塚総領事ノ意見ニ就テ」、日付不明(『日外』、大正10年、第2冊)、312-313頁。

[付記]

本稿脱稿後に関連の論文として、長田彰文「朝鮮独立運動と国際関係－1918～1922－」(『国際政治』、第122号、1999)、23～38頁、が公表された。